

## 地球温暖化対策計画書

### 1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	愛知県警察本部
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
工場等の名称	愛知県警察本部
工場等の所在地	名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	警察
計画期間	令和3年4月1日                      ~                      令和6年3月31日

### 2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月30日                      ~                      令和6年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 愛知県警察本部 総務部施設課 施設管理室
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-951-1611 内線2292		

### 3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

#### (1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

私たちは、環境保全の重要性を認識し、事業活動や日常生活が環境に影響を及ぼすものであることを鑑みて、すべての事業活動や日常生活において積極的に環境保全を推進します。

- ・愛知県庁の環境保全のための行動計画の遵守
- ・事業者・消費者としての立場から、事務・事業全般の環境負荷の継続的低減活動の実施
- ・省エネ・節電対策の実施
- ・廃棄物の抑制及び資源化の推進
- ・省エネ機器の導入（設備関係工事施工時）

#### (2) 地球温暖化対策の推進体制

##### 【エネルギー管理体制】

エネルギー管理統括者：施設課長

エネルギー管理企画推進者：施設課員（施設管理室）

エネルギー管理員：施設課員（施設管理室）

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和2年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		5,983	t-CO <sub>2</sub>
①を （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO <sub>2</sub>
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	④メタン		t-CO <sub>2</sub>
	⑤一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑨三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		5,983

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和2年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和5年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	5,983	t-CO <sub>2</sub>	5,923	t-CO <sub>2</sub>	1.0

項目	基準年度 令和2年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和5年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO <sub>2</sub>		CO <sub>2</sub>	

(2) 目標設定の考え方

温室効果ガスは、新型コロナウイルス対策のため時差、分散勤務をせざるを得ない状況の中、換気や冷暖房の時間と床面積が増えていることから令和2年度を基準にして、3年間で1%削減する計画を実施中。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネ・節電対策の実施（空調機）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調の適温化(冷房28℃、暖房19℃)の徹底</li> <li>・庁舎改修(耐震)工事の際、冷凍機等可能な限り省エネタイプの設備に取替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調の適温化は、機械室、留置施設を除き、中央監視により実施する。</li> <li>・令和4年度に北館の空調設備改修工事实施設計、令和5年度から5箇年工事の予算承認</li> </ul>
省エネ・節電対策の実施（照明）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、トイレ等の消灯(安全確保が前提)</li> <li>・庁舎改修(耐震)工事の際に、蛍光灯を高効率型に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に一部24時間勤務事務室の照明設備をLEDに改修工事</li> <li>・令和4年度に北館の照明設備改修工事实施設計、令和5年度から5箇年工事(LED化)の予算承認</li> </ul>
省エネ・節電対策の実施（OA機器等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器、電化製品等の使用していない時間帯及び退庁時の電源オフの徹底</li> </ul>	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--